

第1号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更 について

〈諮問：生駒市決定〉

生産緑地変更地区一覽

地区番号	所在地	面積(m ²)	内 容
202	壱分町73-2	91	買い取り申出により削除するもの
	壱分町359-1	495	
	壱分町360-1	56	
	合 計 面 積	642	

地区番号	所在地	面積(m ²)	内 容
102	壱分町 1152-12	38	追加指定申請により追加するもの
	壱分町 1154-4の一部	19	
296	壱分町 1053-1	219	
	壱分町 1053-5	436	
	壱分町 1053-6	420	
	壱分町 1053-7	102	
	壱分町 1053-8	93	
合 計 面 積	1327		

買い取り申出による変更について

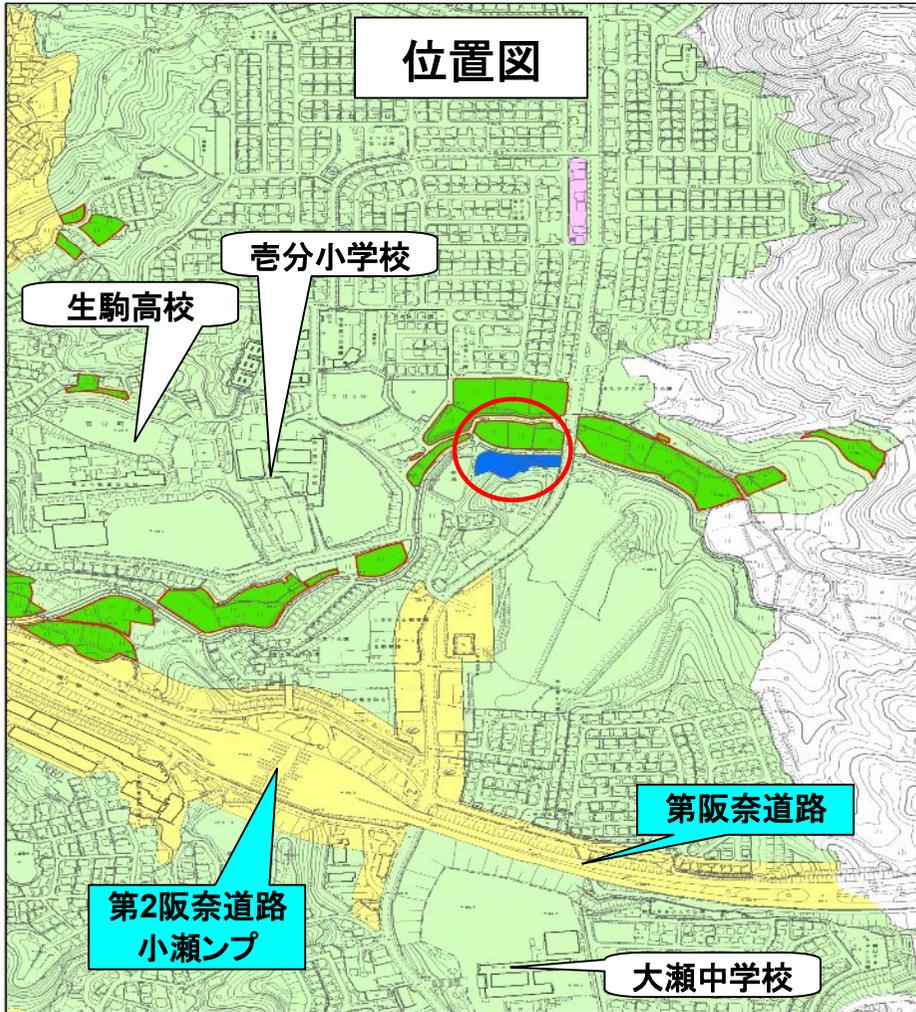
変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買い取り申出の結果、行為の制限が解除された農地等を生産緑地地区から削除することについて、所要の都市計画の変更を行うものである。

変更内容

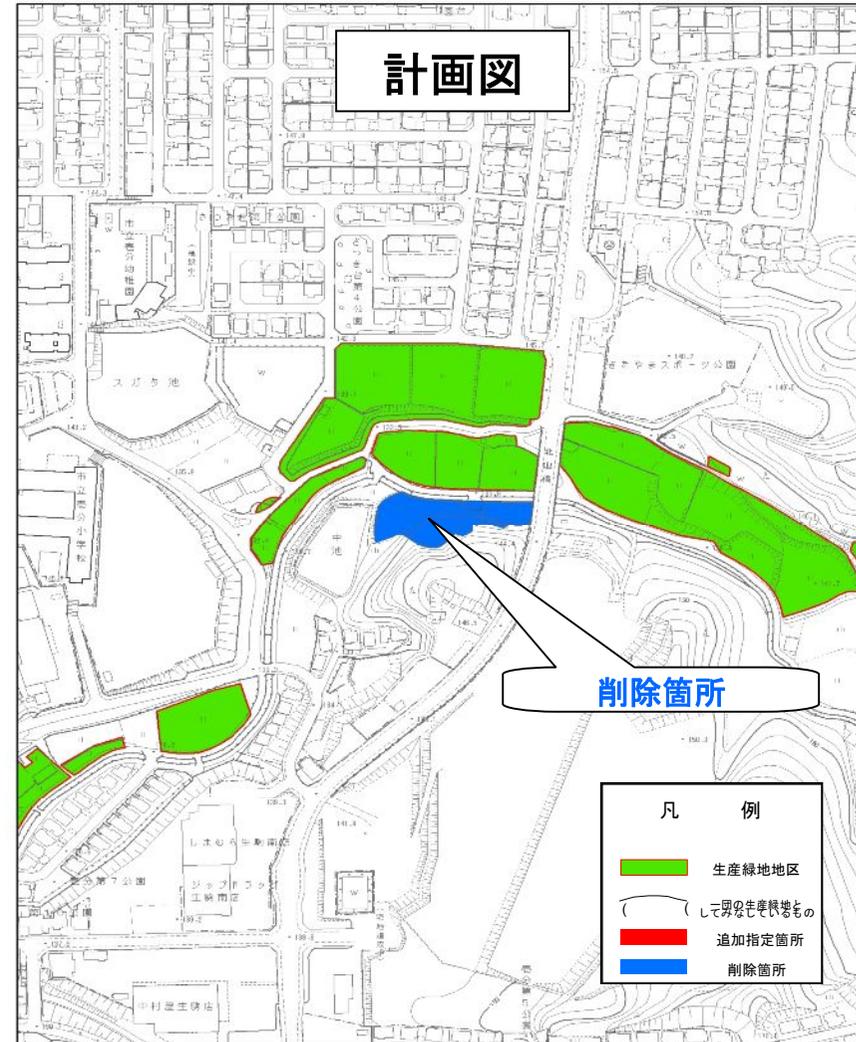
内 容	件数	地区番号
生産緑地法第10条の規定により、買い取り申出の結果、同法第8条の規定に基づく行為制限が解除され、生産緑地地区から削除するもの。	1件	202

位置及び変更内容



当該生産緑地地区は壺分町地内にあり、生駒市立壺分小学校の東約150m、第2阪奈道路小瀬ランプの北東約500mに位置しております。

主たる農業の従事者の故障により、平成25年3月28日に生駒市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限を解除し、生産緑地地区から削除する都市計画の変更を行うものである。



追加指定申請による変更について

変更理由

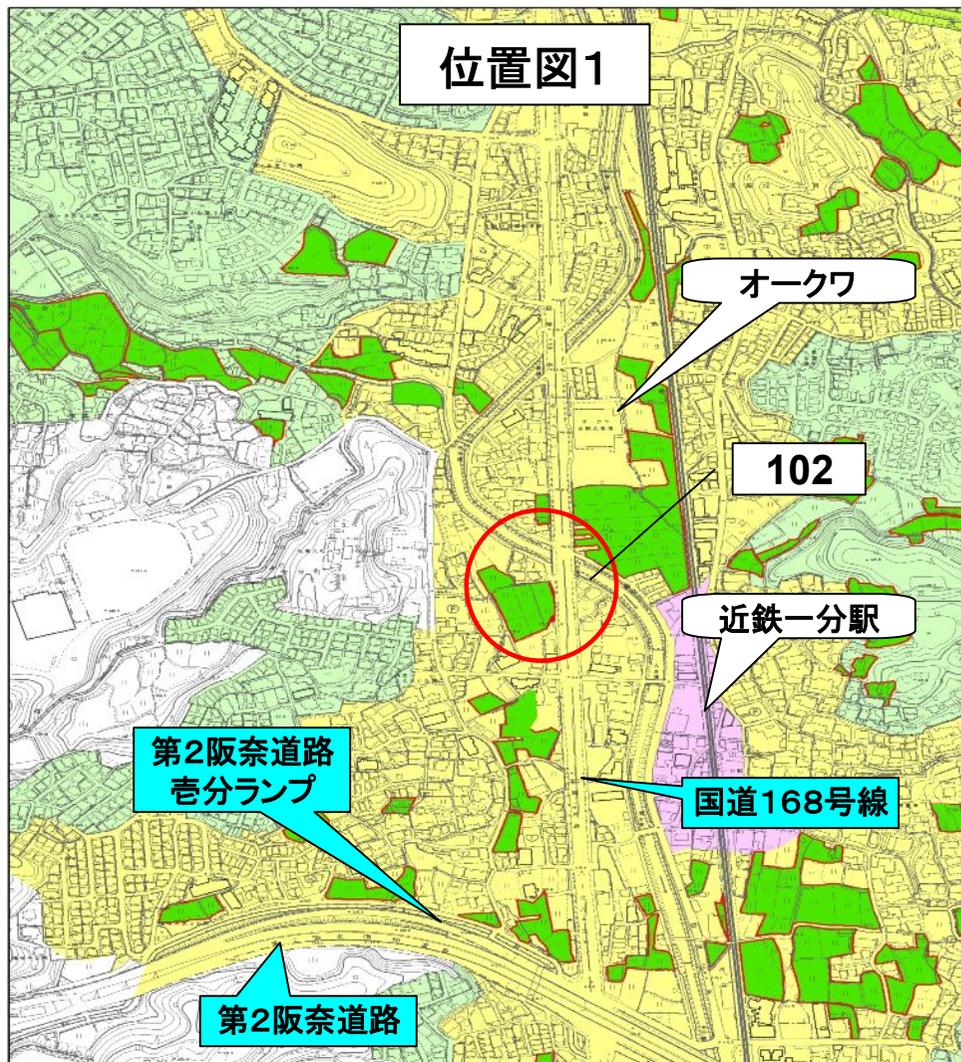
市街化区域内の農地等は、緑のオープンスペース機能、防災避難空間としての機能、雨水の貯留や水循環を担う機能等を期待することができ、また、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用がある。

そのような市街化区域内の農地を計画的かつ持続性のある緑地として保全し、豊かな都市環境の形成に資するため新たに指定を行う。

変更内容

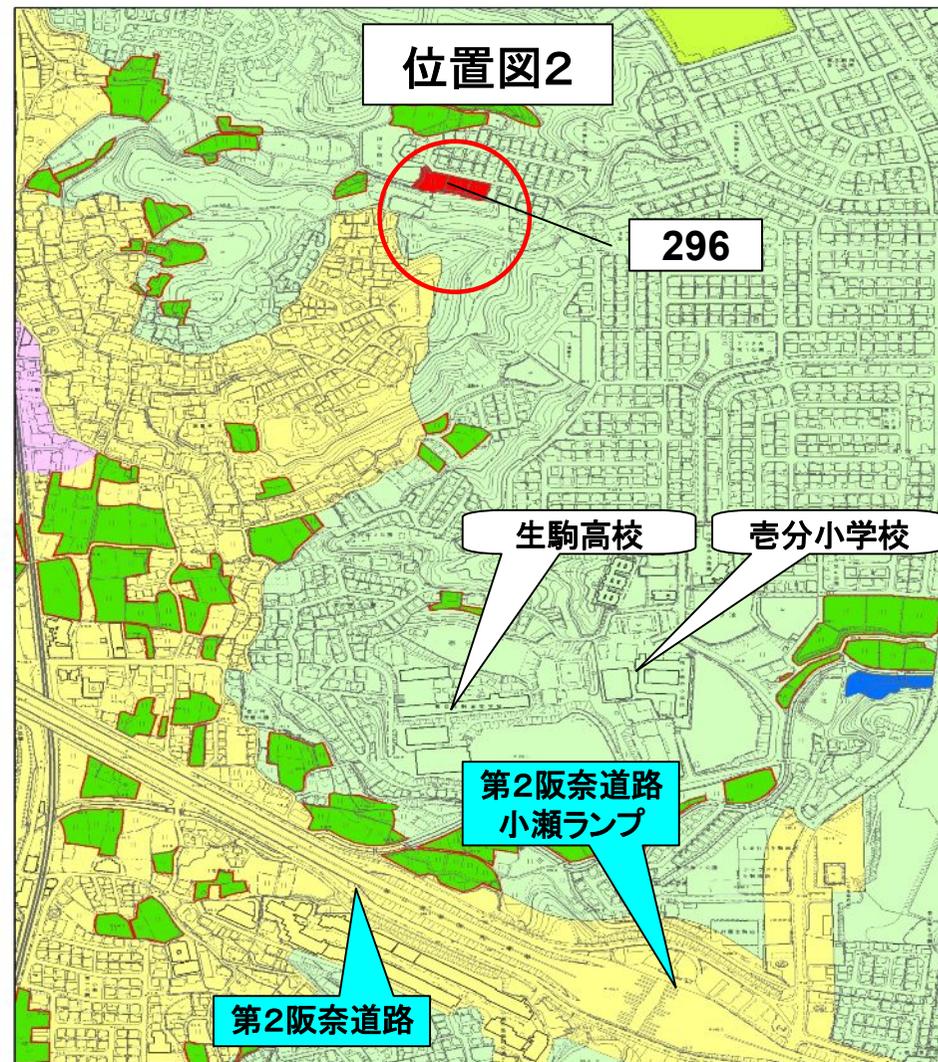
内 容	件数	地区番号
生産緑地法第3条及び生駒市生産緑地地区追加指定要綱に規定する要件を満たす農地を新たに追加指定する。	2件	102・296

地区番号102



地区番号102は、壱分町地内にあり、第2阪奈道路壱分ランプの北側約450mに位置しております。

地区番号296

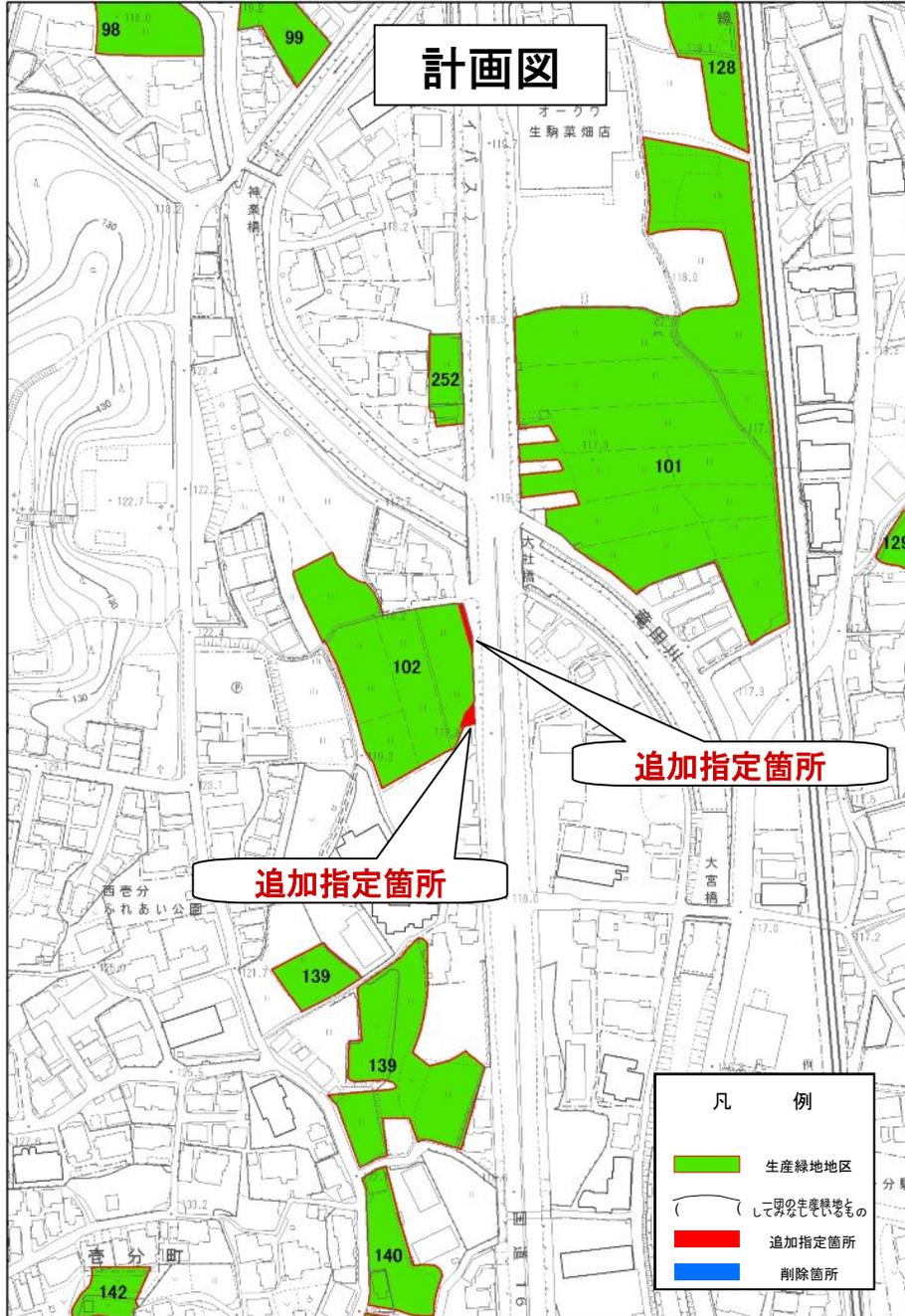


地区番号296は、壱分町地内にあり、第2阪奈道路小瀬ランプの北東約1100mに位置しております。

計画図

地区番号 102

航空写真



計画図

地区番号 296

航空写真



大和都市計画生産緑地地区の変更について

新旧対照表

面積	備考
〈42.36ha〉 約42.43ha (+0.07ha)	〈261ヶ所〉 地区数261ヶ所 (0ヶ所)

〈 〉 内数字は変更前
() 内数字は増減数

生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	平成25年10月23日
告示番号	生駒市告示第192号
縦覧期間	平成25年10月23日(水)から 平成25年11月 6日(水)まで
縦覧者数	1名
意見書の提出	無し